

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容  |
|--------------------|---|
| 業務主管課所名            | 建設局技術管理課  |
| 件名                 | 令和5年度特別調査及び営繕積算システム単価データ作成業務  |
| 履行場所               | さいたま市域  |
| 契約締結日              | 令和5年10月24日  |
| 契約の相手方名            | 一般財団法人経済調査会   |
| 契約金額               | 7,700,000円  |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>本業務はさいたま市発注の建築工事における積算時の単価データを作成・納品する業務であり、調査した積算データは市の積算業務で使用している「営繕積算システムRIBC」で読み込める拡張子「.TAN(単価データ)」にて納品することとしている。</p> <p>「.TAN(単価データ)」は(財)経済調査会・(財)建設物価調査会の両調査会がそれぞれ独自開発したソフトウェアを使用しなければ作成することができないため、随意契約の方法によることとした。</p> <p>刊行物に掲載のない材料費などの積算単価の調査が可能かつ「.TAN(単価データ)」が作成可能な2者による見積合せを行ったところ、1者が辞退したため当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p> |

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容   |
|--------------------|--|
| 業務主管課所名            | 建設局技術管理課   |
| 件名                 | 建設資材等価格調査業務【R6建設物価データ作成】   |
| 履行場所               | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外   |
| 契約締結日              | 令和5年10月2日  |
| 契約の相手方名            | 一般財団法人建設物価調査会  |
| 契約金額               | 1,991,000円   |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>本業務は、本市の工事設計積算に用いる土木工事設計単価表を作成するために、上記業者が刊行する建設物価に掲載されている建設資材等の価格を当該単価表の仕様に準じて編集し、電子データ化する作業である。</p> <p>これは、他に履行できるものが不在であることから競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項の「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の規定により、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容   |
|--------------------|--|
| 業務主管課所名            | 建設局技術管理課   |
| 件名                 | 建設資材等価格調査業務【R6積算資料データ作成】   |
| 履行場所               | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外   |
| 契約締結日              | 令和5年10月2日  |
| 契約の相手方名            | 一般財団法人経済調査会  |
| 契約金額               | 2,299,000円   |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>本業務は、本市の工事設計積算に用いる土木工事設計単価表を作成するために、上記業者が刊行する積算資料に掲載されている建設資材等の価格を当該単価表の仕様に準じて編集し、電子データ化する作業である。</p> <p>これは、他に履行できるものが不在であることから競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項の「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の規定により、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容   |
|--------------------|--|
| 業務主管課所名            | 建設局技術管理課   |
| 件名                 | CALS/EC業務支援システム改修業務  |
| 履行場所               | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外   |
| 契約締結日              | 令和5年10月6日  |
| 契約の相手方名            | 三菱電機株式会社<br>関越支社   |
| 契約金額               | 55,000,000円  |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>本業務は、CALS/EC業務支援システムのサーバ機器の更改にあたり既存システムのデータ移行や新環境への適用検証・適応改修及び電子納品保管管理システム、委託成績評定システムの機能追加に加え、情報提供システムの新規追加を行うものである。</p> <p>また、本システムは、業務の発注時・執行管理時・完了時に、受発注者双方が使用するシステムのため、システムの操作性や手続きの継続性などの安定的運用を考慮すると、上記業者が著作権を有するシステムを継続的に運用する必要があり、機能追加にあたっては、既存の電算システムとの連携・構築を行うため、既存システムの著作権等を有するシステム開発者にしかできない改良を含むものである。</p> <p>これらの事由を考慮し、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号」で定められた「特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき」に該当するため、随意契約により契約を締結した。</p> <p><b>【根拠法令】</b>地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p> |

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容   |
|--------------------|--|
| 業務主管課所名            | 建設局土木部道路環境課  |
| 件名                 | さいたま市道路照明灯一斉LED化業務   |
| 履行場所               | さいたま市域   |
| 契約締結日              | 令和5年11月28日   |
| 契約の相手方名            | 東芝エレベータ株式会社 北関東支社<br>株式会社積田電業社<br>株式会社パスコ さいたま支店<br>株式会社匠設計事務所<br>みずほ東芝リース株式会社   |
| 契約金額               | 2,981,383,218円   |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>本業務は市内全域の道路照明灯の一斉LED化とその後の維持管理をESCO事業者へ委託する業務である。</p> <p>民間事業者のノウハウ、資金、技術力を活用したESCO事業は、包括的サービスによる大規模事業のマネジメントを行うことから、多岐にわたる業務を効率的・効果的に遂行することが求められる。</p> <p>このため、受託者の実績の詳細や業務遂行能力を図ることができる公募型プロポーザル方式を採用し、選定委員会において提案書の審査を行い、最優秀提案者となった当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容  |
|--------------------|---|
| 業務主管課所名            | 建設局北部建設事務所道路建設課   |
| 件名                 | 岩槻中央通り線(市宿工区)電線共同溝に伴う引込管路等設備工事委託(電力)  |
| 履行場所               | さいたま市岩槻区本町2丁目地内外  |
| 契約締結日              | 令和5年11月21日  |
| 契約の相手方名            | 東京電力パワーグリッド株式会社<br>埼玉総支社  |
| 契約金額               | 14,517,666円   |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>電線共同溝の引込管工事は、民地内の既設のケーブルや引込設備と密接に関係するため、当該業者が施工する新規引込設備工事と併せて施工する必要がある。また、配管や配線の敷設・接続計画は専門性が高く、使用する際に支障が生ずる恐れがあることから、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容   |
|--------------------|--|
| 業務主管課所名            | 建設局北部建設事務所下水道建設課   |
| 件名                 | 樋管等整備計画検討業務(北建-R5-911)   |
| 履行場所               | さいたま市岩槻区宮町1丁目地内  |
| 契約締結日              | 令和5年11月13日   |
| 契約の相手方名            | 三井共同建設コンサルタント株式会社<br>北関東事務所  |
| 契約金額               | 2,968,900円   |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>本業務は、公共下水道実施設計業務(北建-27-117)を基礎としており、当該業務についても、工事計画内容及び現場条件を熟知し、迅速且つ適切に業務を履行する事ができ、また、基礎調査の必要がなく経費削減を図れることから、上記業者を特命とし、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号の規定により、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号</p> |

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容   |
|--------------------|--|
| 業務主管課所名            | 建設局北部建設事務所下水道建設課   |
| 件名                 | 下水道事業基本設計業務(北建-R5-207)   |
| 履行場所               | さいたま市岩槻区東岩槻4丁目地内外  |
| 契約締結日              | 令和5年11月13日   |
| 契約の相手方名            | 株式会社東京建設コンサルタント<br>埼玉事務所   |
| 契約金額               | 4,455,000円   |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>本業務は、下水道事業実施設計業務(北建-R3-108)を基礎としており、当該業務についても、工事計画内容及び現場条件を熟知し、迅速且つ適切に業務を履行する事ができ、また、基礎調査の必要がなく経費削減を図れることから、上記業者を特命とし、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号の規定により、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号</p> |



## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容   |
|--------------------|--|
| 業務主管課所名            | 建設局南部建設事務所道路建設課  |
| 件名                 | 田島大牧線太田窪工区電線共同溝引込管等設備工事委託(通信R5)  |
| 履行場所               | さいたま市緑区太田窪1丁目地内外   |
| 契約締結日              | 令和5年10月18日   |
| 契約の相手方名            | エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社<br>関信越事業部埼玉支店   |
| 契約金額               | 3,170,203円   |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>無電中化推進計画に伴う引込管等設備工事及び電線敷設工事等(以下、地中化工事という。)を実施するにあたり、平成18年9月1日付で東日本電信電話株式会社埼玉支店とエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社首都圏支店並びにさいたま市の3者間で地中化工事に関する協定書(以下、本協定という。)を締結しており、本協定第13条において、引込管等設備工事に関する設計及び工事実施、施工監理等をエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社首都圏支店へ委託することができるとしている。また、本協定第14条において、個別の引込管等設備工事に関する委託については、本協定に基づき、別途委託契約を締結するものとしている。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、「エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社関信越事業部埼玉支店」との1者特命随意契約としたものである。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容   |
|--------------------|--|
| 業務主管課所名            | 建設局南部建設事務所用地課  |
| 件名                 | さいたま幸手線嘱託登記書類作成業務(南用-R5-1)   |
| 履行場所               | さいたま市浦和区常盤1丁目地内  |
| 契約締結日              | 令和5年12月28日   |
| 契約の相手方名            | 公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会  |
| 契約金額               | 7,705,500円   |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>本業務は、さいたま幸手線の事業用地の分筆登記に必要な嘱託登記書類の作成を委託するものである。</p> <p>公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条第1項により、「官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与」することを目的に設立された、不動産の表示に関する公共嘱託登記手続を受託できる市内唯一の公益法人である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約することとした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |

## 業務委託随意契約結果表

| 公表事項               | 内容   |
|--------------------|--|
| 業務主管課所名            | 建設局南部建設事務所用地課  |
| 件名                 | 街路整備事業に係る嘱託登記書類作成業務(南部単契-R5-2)   |
| 履行場所               | さいたま市南部建設事務所管内   |
| 契約締結日              | 令和5年10月17日   |
| 契約の相手方名            | 公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会  |
| 契約金額               | 支払限度額 (内訳)<br>4,840,000円 資料調査公簿類1,140円/筆個<br>資料調査地図類1,140円/筆<br>外54種類  |
| 随意契約によること<br>とした理由 | <p>本業務は、街路整備事業の用地取得に必要な嘱託登記書類の作成を委託するものである。</p> <p>公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条第1項により、「官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与」することを目的に設立された、不動産の表示に関する公共嘱託登記手続を受託できる市内唯一の公益法人である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約することとした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |